

第5030301-1-2(7)「第79条のトリ(鉄筋コンクリート組積造を除く。)」を加へ、
「**雨水の浸透対策**」を追加する。

f 雨水の浸透対策

鉄筋コンクリート組積造にあっては、パラペット等の上端部がアルミニウム製笠木その他これと同等の防水性を有する笠木により保護されていること。

第5030301-1-2(7)「①f」や「①g」に追加する。

第5030301-1-2(7)「タイル貼り、モルタル塗り」や「タイル張、モルタル塗」に追加する。

第5030301-1-2(7)「タイル貼り、モルタル塗り」や「タイル張、モルタル塗」に追加する。

第5030401-1-2(7)、「横主管にあっては10m以内ごとに掃除口が設けられていること。」や「掃除口が設けられていること。横主管にあっては15m以内ごとであって、管の曲がりが連続すること、管が合流すること等により管の清掃に支障が生じやすい部分がある場合にあっては、支障なく清掃が行える位置に掃除口が設けられていること。」に追加する。

第5030501「温熱環境」セリ「・エネルギー消費量」を追加する。

第5030501-1-2(7)「省エネルギー対策」や「断熱等性能」に追加する。

第5030501-1-2(7)「附則2の規定によりなお従前の例によることとされた同告示附則6の規定による廃止前の住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号。以下「建築主等の判断の基準」という。)別表第1に掲げる地域の区分をいう。」や「以下「建築主等の判断の基準」という。)別表第4に掲げる地域区分をいう(5-2において同じ。)に追加する。

② 「外皮平均熱貫流率」とは、内外の温度差1度当たりの総熱損失量(換気による熱損失を除く。)を外皮等(外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。以下同じ。)に接する天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあっては屋根)、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。)面積の合計で除した値をいう。

第5030501-1-2(7)に追加する。

③ 「平均日射熱取得率」とは、入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値をいう。

第5030501-1-2(7)に追加する。

第5030501-1-2(7)「年間暖冷房負荷の小ささ」や「外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の小ささ並びに壁体内等の結露の発生を防止するために必要な対策の程度」に追加する。回(7)「次に掲げる住宅の種類に応じ、それぞれ次に掲げるものとする。」や「次の表の(4)項に掲げる等級に応じ、(4)項に掲げる対策が講じられ、かつ、壁体内等の結露の発生を防止するために必要な対策が講じられていることとする。」に追加する。

(い)	(ろ)
等級	講じられている対策
4	熱損失等の大きな削減のための対策が講じられていること。
3	熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられていること。
2	熱損失の小さな削減のための対策が講じられていること。
1	—

第5030601-1-2(7)「次に又はロのいずれかの基準によるものとする。」や「等級は、地域区分が1、2、3又は4地域である場合にあってはイ及びハに掲げる基準、5、6又は7地域である場合にあってはイからハまでに掲げる基準、8地域である場合にあってはロ及びハに掲げる基準におけるそれぞれの等級のうち、最も低いものとすること。ただし、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成25年国土交通省告示第907号。以下「設計施工指針」という。)附則5に掲げる基準に適合している場合にあっては、イ及びロの基準において等級4の基準に適合しているものとみなす。」に追加する。回(7)「熱損失係数等による」や「外皮平均熱貫流率に関する」に追加する。「等級は、次に掲げる基準におけるそれぞれの等級(個別条件の下で求められる等級と特定条件の下で求められる等級のいずれか高い方の等級とすることができる。5-1において同じ。)のうち、最も低いものとすること。」や「回(7)「熱損失係数に関する基準」や「次の表の(4)項に掲げる等級ごとに、(4)項に掲げる地域区分に応じ、外皮平均熱貫流率がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。」に追加する。

(い)	(ろ)						
	外皮平均熱貫流率(単位W/(m ² ·K))						
等級	1	2	3	4	5	6	7
4	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87
3	0.54	0.54	1.04	1.25	1.54	1.54	1.81
2	0.72	0.72	1.21	1.47	1.67	1.67	2.35
1	—	—	—	—	—	—	—

第5030601-1-2(7)「夏期日射取得係数に関する基準」や「①の外皮平均熱貫流率は、建築主等の判断の基準Iの第2の1の1-3(1)イからハまでに定める計算方法又は設計施工指針2(1)に定める計算方法により算出すること。なお、等級4の場合に明示することができる外皮平均熱貫流率は、単位をW/(m²·K)とし、小数点第三位を切り上げた値とすること。」に追加する。

第5030601-1-2(7)「熱貫流率等による」や「冷房期の平均日射熱取得率に関する」に追加する。回(7)「等級4」や「次の表の(4)項に掲げる等級ごとに、(4)項に掲げる地域区分に応じ、冷房期の平均日射熱取得率がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。ただし、地域区分が5、6又は7地域である場合にあって等級3の基準を満たさない評価対象住戸にあっては等級2とし、8地域である場合にあって等級3の基準を満たさない評価対象住戸にあっては等級1とする。」に追加する。

(い)	(ろ)			
	冷房期の平均日射熱取得率			
等級	5	6	7	8
4	3.0	2.8	2.7	3.2
3	4.0	3.8	4.0	4.5
2	—	—	—	—
1	—	—	—	—